

平成23年度 事業計画書

社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会

目 次

【一般会計】

経理区分名	事業計画 (ページ)
1. 法人運営事業	3
2. 住民会費等事業	4
3. ボランティア活動推進事業	4
4. 小地域ネットワーク活動推進事業	5
5. 助成事業	6
6. 献血推進事業	6
7. 福祉サービス利用援助事業	7
8. 精神保健福祉推進事業	7
9. 生活福祉資金等貸付事業	8
10. 住宅改造助成調査事業	8
11. 住宅手当緊急特別措置事業	9
12. 共同募金配分金事業	9
13. 居宅介護等事業	10
14. 移動支援事業	10
15. 総合福祉センター管理運営事業	11
16. くすの木園（生活介護）管理運営事業	12
17. 共同生活援助・介護事業	12
18. 障害者活動支援事業	12
19. 障害児等療育支援事業	13
20. 父子家庭日常生活支援事業	13
21. 地域包括支援センター事業（第1圏域）	14
地域包括支援センター事業（第2圏域）	14
22. コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業	15
23. 地域活動支援センター事業	15
24. 乳児家庭全戸訪問事業	16

【特別会計】

経理区分名	事業計画 (ページ)
1. 総合福祉会館管理運営事業	17

平成23年度
社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会
事業計画

現在の我が国は、長引く経済不況などの影響によって失業者や生活困窮者が急増するとともに、孤独や貧困を背景とした自殺や孤独死、ホームレス、高齢者の行方不明、虐待問題など、福祉課題や生活課題が一層深刻化しています。

このような状況のなか、枚方市社会福祉協議会は今年設立60周年を迎えます。昭和26年6月、戦後の動乱期に生まれた社協は、その時代時代の福祉課題に対応するために、地域住民組織や関係機関、行政と連携を図りながら、福祉課題の解決に努めてきました。60年という節目の年に記念事業を行い、福祉を取り巻く厳しい現状を再認識し、課題解決に向けて共通の理解を深める場としていきたいと思えます。

平成23年度社協は、地域住民や各種関係機関との連携によって、「第4次地域福祉活動計画」をより推進するとともに、校区福祉委員会を中心に展開している「校区ふくしのまちづくり計画」の継続・発展、及び小地域ネットワーク活動の推進をサポートし、市民同士の小さな出会いの場づくりや、活動への幅広い市民参加をすすめます。また、福祉課題を抱える高齢者・障害者・子育て家庭・生活困窮者の方々が、身近な場所で相談を受けられるように、コミュニティソーシャルワーカーによる出前の「何でも相談」などを行うことを通じて、地域の中で孤立することなく市民同士の支え合いと学び合いの中で「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」をめざします。これら地域の取り組みを財源面で支援するために、本年度より「校区福祉委員会活動助成金」を住民会費の40%から50%にします。

また、資産損失による信頼回復の取り組みの1つとして、22年度に実施した第三者機関による経営診断や福祉サービス第三者評価などから明らかになった課題解決と、将来的な社協の方向性を明らかにするために、中・長期的な事業計画および人員計画の策定をめざします。この計画は、平成19年度に策定した「経営戦略プログラム」が平成23年度に5年の計画期間が終了することから、「(仮称)新経営戦略プログラム」として策定する予定です。

その他、認知症や知的障害などで判断能力の十分でない人を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの支援をおこなう「福祉サービス利用援助事業」は、待機者が増加してきたことから、生活支援員を増員して利用の拡大を図ります。

指定管理事業では、「枚方市立くすの木園」が平成23年1月に知的障害者通所更生施設から自立支援法にもとづく「生活介護事業」へ移行し、障害のある人が地域の中でより自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう適正なサービスの提供に努めます。また「枚方市立総合福祉会館(ラポールひらかた)」は、枚方市の指定管理事業者として選定され、平成23年度から27年度までの5年間、継続して管理運営することになりました。会館開設以来管理運営を行っている経験を生かし、今後も枚方市の福祉活動の拠点、市民交流の拠点となるように努めます。

【一般会計 事業計画】

経理区分名	1. 法人運営事業
基本方針	<p>本会の運営理念である「誰もが安心して暮らせるふくしのまちづくり」の実現をめざすための取り組みをおこなう。</p> <p>平成23年度社会福祉協議会は設立60周年を迎え、記念式典などを実施し、社協の啓発をおこなう。</p> <p>また、昨年資産損失の信頼回復の取り組みの1つとして実施した第三者機関による経営診断及び福祉サービス第三者評価の結果を踏まえ、明らかになった課題を解決するために、計画策定に取り組む。19年度から5年間の計画として策定した「経営戦略プログラム」が最終年を迎えることから、「(仮称)新経営戦略プログラム」として策定する。</p> <p>「第4次枚方市地域福祉活動計画」を推進するため、組織会員をはじめ、市内の各種団体・施設・事業所、関係機関と連携し、活動展開を図るとともに、ふくしのまちづくり円卓会議を定期的を開催し、計画の進行管理を行う。</p>
実施事業	<p>1. 第4次枚方市地域福祉活動計画の推進</p> <p>①ふくしのまちづくり円卓会議による進行管理</p> <p>②CSWの出前による「何でも相談」の展開</p> <p>③市民同士の小さな出会いの場づくりの推進</p> <p>2. 「(仮称)新経営戦略プログラム」の策定</p> <p>①社協の中・長期的な事業計画・人員計画の策定</p> <p>3. 啓発活動の強化</p> <p>①社協啓発DVDの作成(設立60周年記念事業)</p> <p>②社協だより縮刷版第3巻の発行(設立60周年記念事業)</p> <p>③ホームページのリニューアル</p> <p>④設立60周年記念式典の開催</p> <p>4. 枚方市民生委員児童委員協議会の運営支援</p> <p>5. 枚方市赤十字奉仕団の運営支援</p> <p>6. 枚方地区募金会の運営支援</p> <p>7. 枚方・交野地区保護司会の運営支援</p> <p>8. 善意銀行の運営</p>

経理区分名	2. 住民会費等事業
基本方針	<p>地域住民や幅広いさまざまな機関・団体・事業所等の参加・協力によって、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を推進するために会員制度を導入している。納められた「会費」を財源として、地域福祉</p>

	活動の推進、ボランティア活動の推進、啓発活動などを行う。
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 小地域福祉活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・校区福祉委員会活動助成金の増額 (会費の40%→50%) ・校区福祉委員会協議会の開催 2. ボランティア活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアアドバイザーの活動促進 ・ボランティア保険加入助成 ・北河内ボランティアセンター運営助成 3. 啓発活動の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・社協だよりの発行 ・社協リーフレットの作成 ・組織会員等への情報提供

経理区分名	3. ボランティア活動推進事業
基本方針	<p>ボランティア・市民活動の分野、方法、担い手などが多様化するなか、大阪府ボランティア・市民活動センターでは『第3次ボランティア・市民活動推進5カ年プラン』（全国ボランティア活動振興センター）を受けて、『市町村社協ボランティアセンター活動指針(平成21年度)』を策定し、社協ボランティアセンターのコネクター機能をもって地域福祉分野のボランティア活動推進を推奨している。</p> <p>これらの活動指針を踏まえ、ボランティア活動の推進に取り組むとともに、「第4次地域福祉活動計画」における独自の計画目標の達成に向けて、市域におけるボランティア活動の推進を図る。</p>
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. ボランティア・市民活動の支援 <ol style="list-style-type: none"> ①各種講座・研修会の開催 ②ボランティアセンター運営委員会の開催 ③ボランティア活動の推進 <ol style="list-style-type: none"> 1) ボランティア相談、コーディネート 2) ボランティア保険加入手続き 3) ボランティア・市民活動グループの育成・運営支援 4) ボランティアリーダー、アドバイザーの育成 5) NPOや社会起業家等との連携・協働 ④小地域福祉活動でのボランティア活動参加支援 2. 情報機能の整備・充実 <ol style="list-style-type: none"> ①啓発活動、情報収集・提供 ②関係分野の情報収集・動向把握 3. 福祉教育の地域展開の推進

	<ul style="list-style-type: none"> ①住民の学びの支援と啓発の基盤づくり ②各種学校・組織との連携、学びの提案 <p>4. 災害ボランティアセンターの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①災害ボランティア活動の推進・支援体制づくり ②災害時要援護者避難支援事業の推進 ③市関係機関・団体(中間支援組織)とのネットワークづくり
--	--

経 理 区 分 名	4. 小地域ネットワーク活動推進事業
基 本 方 針	<p>地域で支援を必要とする高齢者や障害のある人、子育て中の親子などが、地域の中で孤立することなく、安心して生活できるように各地域において住民の支え合いを展開する「小地域ネットワーク活動」をより一層推進する。</p> <p>本事業も今年度で14年目を迎え、市内全45校区の校区福祉委員会と連携して、福祉課題を抱える地域住民の支援体制の充実・強化を図る。</p> <p>また、「第4次地域福祉活動計画」の活動目標を踏まえ、全校区において策定、推進している「校区ふくしのまちづくり計画」の進捗状況の把握と振り返りを行うとともに、さらなる活動の推進を図る。</p>
実 施 事 業	<p>1. 小地域ネットワーク活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個別援助活動の推進 ②グループ援助活動の推進 ③校区福祉委員会活動の推進 <p>2. 各校区の地域福祉活動を活性化するための、校区福祉委員会を対象とした各種研修会・交流会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ①活動者研修会の開催 ②会長研修会の開催 ③会計担当者研修会の開催 ④活動者交流会の開催 <p>3. 校区福祉委員会協議会活動の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ①役員会、全体会議の開催 ②エリア会議の開催 ③各種研修会の開催 ④第4次地域福祉活動計画の活動推進への協力 ⑤社協事業との連携 ⑥地域包括支援センターへの協力、参加 ⑦いきいきネット相談支援センターへの協力、参加 ⑧薬物乱用防止啓発活動の実施・協力 ⑨関係機関・団体等の事業への協力、参加

経理区分名	5. 助成事業
基本方針	ひとり暮らし老人会や福祉団体などの当事者組織、福祉活動団体等が円滑な組織運営及び活動をすすめるために助成を行う。
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉団体、福祉団体連絡会への助成 2. ひとり暮らし老人会への助成 3. 各種団体への助成 4. 長期入院患者への助成

経理区分名	6. 献血推進事業
基本方針	<p>市内における献血の推進と献血思想の普及を目的として、関係機関・団体に組織された「献血推進協議会」を中心に、各種事業を実施する。</p> <p>今年度は、400ml献血・成分献血の推進を図るとともに、常設の「枚方市駅献血ルーム」の広報活動や校区献血の推進を図る。また、関係機関・団体等との連携を密に行い、高校生・大学生など若年層の献血推進に重点をおいた活動の充実・強化を図る。</p>
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 献血推進協議会の開催 各種関係団体・機関で構成されている協議会組織の特性を活かし、より効果的な献血活動の推進を目的に開催する。 2. 広報活動 <ol style="list-style-type: none"> ①「広報ひらかた」に献血予定を定期的に掲載 ②年間を通じた血液事業に関する情報の収集と提供 3. 街頭啓発活動の実施 夏期及び冬期の献血者が著しく減少する時期に、献血思想の普及を図り、少しでも多くの献血者を確保するため、街頭 キャンペーンを実施する。 (夏期7月～8月、冬期12月～1月) 4. 校区福祉委員会との連携 校区福祉委員会主催の献血活動に対し、広報活動など積極的に援助・協力するとともに、献血に関する必要な情報提供を行う。 5. 関係機関・団体等との連携 関係機関・団体等との連絡調整を図り、組織的な活動を展開し、効果的な献血推進活動を展開する。

経 理 区 分 名	7. 福祉サービス利用援助事業
基 本 方 針	<p>認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用援助を行ったり、日常的な金銭管理等の援助を行うことを通じて地域での自立した生活を支援し、権利擁護を図る。</p> <p>今年度は生活支援員を1人増員し、待機ケースの解消を図っていく。</p>
実 施 事 業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉サービスの利用援助 (情報提供、相談、代行、代理等) 2. 日常的な金銭管理サービス (預貯金の出し入れ、公共料金等の支払代行等) 3. 書類等預かりサービス (印鑑、各種証書等を貸金庫に保管) 4. 福祉サービス利用援助事業監査委員会の運営 5. 大阪弁護士会等各種関係機関との連携

経 理 区 分 名	8. 精神保健福祉推進事業
基 本 方 針	<p>多くの人が、将来への不安、人間関係や健康・病気・仕事など様々な悩みやストレスを抱えながら生活しているなか、心の健康づくりについての関心が高まっている。</p> <p>本事業は、昭和46年に枚方市が制定した『精神衛生都市宣言』の趣旨を踏まえ、心の健康づくりや心の病についての啓発活動を通じて、精神保健福祉に関する知識の普及を図るとともに、心に病のある人の当事者組織や家族会、自死遺族会、精神保健福祉ボランティアグループなどの活動支援や市民の参加・協力を広げるための啓発を行う。</p> <p>さらに、「こころの電話相談」「ひらかたいのちのホットライン」等の相談事業の周知・充実を図るなどの各種事業を通じて、だれもが心豊かに生活できる地域づくりを推進する。</p>
実 施 事 業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 組織運営事業 <ol style="list-style-type: none"> ①精神保健福祉推進協議会の開催 ②企画検討部会の開催 2. 啓発事業 <ol style="list-style-type: none"> ①心の保健ゼミナールの開催 ②ふれあい交流事業の開催
	<ol style="list-style-type: none"> ③セルフヘルプグループの活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・当事者組織の活動支援 ・家族組織の活動支援 ④市民活動啓発講座の開催

	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの病についての啓発と共に、精神保健福祉ボランティアの養成 <p>⑤広報・啓発等の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関誌「ほっとTime」の発行 ・精神保健福祉関係のビデオ・図書の貸し出し <p>3. 相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「心の健康相談」の実施 ・「こころの電話相談」の実施 ・自殺予防電話相談「ひらかたいのちのホットライン」の実施
--	--

経 理 区 分 名	9. 生活福祉資金等貸付事業
基 本 方 針	<p>失業や減収により生計の維持が困難になった人、障害のある人及び、低所得の高齢者世帯等に対し、生活再建のための各種貸付を行う。</p> <p>また、相談者の制度利用窓口となるだけでなく、地区の民生委員・児童委員と連携し、世帯の自立を支援する。総合支援資金については、本会が受託している住宅手当特別措置事業との一体窓口による利用者の利便性を図り、効果的な運用を行う。</p>
実 施 事 業	<p>1. 資金の貸付に関する相談内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①大阪府生活福祉資金総合支援資金 (生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費) ②大阪府生活福祉資金(福祉資金・教育支援資金) ③大阪府生活福祉資金(小口生活資金) ④大阪府生活福祉資金(不動産担保型生活資金) ⑤臨時特例つなぎ資金 <p>2. 資金の貸付に関する申請内容の調査・確認</p> <p>3. 資金貸付後の償還指導</p>

経 理 区 分 名	10. 住宅改造助成調査事業
基 本 方 針	<p>重度障害者等の中で、住宅改造助成対象者の日常生活動作の改善や介護者の負担軽減を図るため、身体の状態や家屋の構造などにあわせた住宅改造方法や各種公的制度等の紹介・相談及び助言を行う。</p>
実 施 事 業	<ul style="list-style-type: none"> 1. 住宅改造相談窓口の設置 2. 改造前現地調査及び改造完了調査 3. 重度障害者等住宅改造助成事業リフォームチームの運営 4. 各関係機関との調整及び連携 5. 枚方市住宅改造助成事業協力店名簿の作成

経理区分名	1 1. 住宅手当緊急特別措置事業
基本方針	<p>離職者であって、就労能力及び就労意欲のある人のうち、住宅を喪失または喪失するおそれのある人を対象に住宅費（家賃）を支給するとともに、住宅確保・就労支援員による就労支援を実施し、住宅と就労機会の確保に向けた支援を行う。</p> <p>本会が実施する総合支援資金貸付事業との一体運営により、利用者の利便性を図り、効果的な事業運営を行う。</p>
実施事業	<p>1. 申請時の初期聞き取りと受付</p> <p>①相談員による申請基準の確認</p> <p>②申請書及び必要書類を確認し担当課（福祉総務課）に送付</p> <p>③住居喪失者に対する住居取得支援</p> <p>④必要に応じて他機関・制度につなぐ</p> <p>2. 支給決定者への就労支援</p> <p>①相談員による月2回の就労支援</p>

経理区分名	1 2. 共同募金配分金事業
基本方針	<p>地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉施設等、様々な関係機関や団体の協力を得て、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、募金運動を展開していく。</p>
実施事業	<p>1. 募金運動の実施</p> <p>①赤い羽根共同募金（10～12月実施）</p> <p>集めた募金は、府募金会の配分委員会の審議を経て、社会福祉施設や団体に配分</p> <p>②地域歳末たすけあい募金の実施（12月実施）</p> <p>集めた募金は、ボランティア団体や当事者団体等の組織化の援助、地域福祉活動のための事業に配分</p> <p>③ハートフルベンダーの設置促進</p> <p>2. 各種事業への助成</p> <p>①ボランティア団体への公募助成</p> <p>②高齢者・障害者・福祉団体、保育所等への助成</p> <p>③校区福祉委員会活動支援助成</p> <p>3. 広報活動の実施</p> <p>募金運動の周知・広報活動を積極的に推進する。また、事業の透明性の確保を図るため、インターネットを活用し、住民に配分内容を開示する。</p>

経理区分名	13. 居宅介護等事業
基本方針	<p>要介護状態にある高齢者及び障害のある人、難病患者等の意思及び人格を尊重し、介護保険法に基づく、訪問介護（生活援助、身体介護）及び居宅介護支援、また、障害者自立支援法に基づく居宅介護（家事援助、身体介護）及び重度訪問介護、枚方市の単独事業である難病患者等ホームヘルプサービスを行う。</p> <p>高齢者及び障害のある人等が、地域で自立した日常生活を営むことが出来るようニーズに沿った支援を提供し、在宅生活における福祉の向上を図る。</p>
実施事業	<p>利用対象者：身体障害児者・知的障害児者・精神障害児者 高齢者</p> <p>(障害者対象事業)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活全般に係わる相談・助言 2. 居宅介護事業(家事援助・身体介護) 3. 重度訪問介護(身体障害者を対象に家事援助、身体介護及び日常生活に生じる様々な介護) <p>(高齢者対象事業)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者居宅介護(訪問介護)事業（生活援助・身体介護） 2. 居宅介護支援事業 <ol style="list-style-type: none"> ①居宅サービス計画の作成・変更 ②居宅サービス計画の実施状況の把握 ③サービス提供確保のため関係諸機関との連絡調整 <p>(難病患者対象事業)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 枚方市難病患者等ホームヘルプサービス事業(家事援助・身体介護)

経理区分名	14. 移動支援事業
基本方針	<p>障害のある人等の意思及び人格を尊重し、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業である移動支援事業を行う。</p> <p>障害のある人等が、地域で豊かに暮らせるようニーズに沿った外出支援を行い、在宅生活における福祉の向上を図る。</p>
実施事業	<p>利用対象者：知的障害児者・身体障害児者・精神障害者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外出に係わる相談、助言 2. 外出支援 <ol style="list-style-type: none"> ①余暇活動支援 ②送迎支援（施設送迎・作業所送迎・ショートステイ送迎・日中一時支援事業先への送迎）

経理区分名	15. 総合福祉センター管理運営事業
基本方針	<p>高齢者部門と市民部門を併せ持った総合福祉施設の機能を活かし、福祉意識の高揚を目的として世代間の交流事業の実施や高齢者の生きがいと健康増進を目的として各種事業を実施する。</p> <p>また、自主活動のため施設利用の促進や住民各層、各種団体の交流を促進することを目的に各種事業を実施する。</p>
実施事業	<p>1. 老人福祉センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①貸室の提供 ②生活及び健康に関する相談の実施 ③生業及び就労のための支援（相談）の実施 ④機能回復訓練（健康体操）の実施 ⑤教養講座の実施 <ul style="list-style-type: none"> 1)趣味の講座 2)健康講座 ⑥浴場の提供 ⑦老人クラブに対する援助 ⑧世代間交流行事の実施 ⑨同好会活動の活性化支援 <p>2. 市民福祉センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①貸室の提供 ②市民講座の実施 ③文化体験行事の実施 <p>3. 老人作業所事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①貸室の提供 <p>4. 啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ①機関紙（ふれあいステーション・センターだより）の発行 ②パンフレット等の配布 <p>5. バス運行の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ①送迎バス（定期バス・巡回バス）運行の管理 ②福祉バス（リフト付きバス）運行の管理 <p>6. 運営委員会の開催</p>

経理区分名	16. くすの木園(生活介護) 管理運営事業
基本方針	<p>「完全参加と平等」の基本理念に基づき、障害の有無を問わず、人は生まれながら平等であること。また、社会経済生活上差別されない権利を有することを施設の取り組みを通して、広く市民に啓発する。</p> <p>障害のある人たちの意思及び人格を尊重し、自立を推進するため日中活動を通して一人ひとりのニーズに応じた支援を計画的・継続的に行う。障害のある人が市民生活や諸活動を営むことができるように関係機関や地域との連携を図るとともに、地域環境の整備に努める。</p>
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 相談、助言 2. 日中活動の支援 <ol style="list-style-type: none"> ①生産活動の支援 ②生活支援 ③余暇支援（フライデーサークル・レクゲーム等） ④地域との交流（くすの木まつり・運営懇談会の開催等） 3. レクリエーション行事の実施（一泊研修・外出活動等） 4. 健康管理に関する支援（健康相談・歯科検診等） 5. 施設通所送迎車の運行 6. その他必要な支援

経理区分	17. 共同生活援助・介護事業
基本方針	<p>利用者が地域でより豊かに生活できるよう4カ所のケアホームの円滑な運営を目指し、利用者の個人個人の意思を尊重した支援をする。また、様々な関係機関と連携し利用者の生活全般について支援をする。</p> <p>市内のグループホーム・ケアホームとの連携や研修として、世話人研修会の開催や担当者会議を実施して世話人及び職員の質の向上を図る。</p>
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. れいんぼうの運営 2. ひまわりの運営 3. 憩い苑ホームの運営 4. たんぼぼの運営

経理区分	18. 障害者活動支援事業
基本方針	<p>障害のある人の自主的な本人活動・余暇活動を推進するため、各種事業を実施し、障害のある人の自立と社会参加を支援する。</p>
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. レクリエーション行事の開催 <ol style="list-style-type: none"> ①ふれあいスポーツ交流会 <p>障害のある人で構成する実行委員会を開催し、大会に関する企画・運</p>

	<p>営を行う。大会を通じて障害のある人等の交流を図り、地域生活の充実に活用していく。</p> <p>②ジョイフルクリスマス会 障害のある人の社会参加・余暇活動の機会となるレクリエーション行事としてクリスマス会を開催する。</p>
--	---

経 理 区 分	19. 障害児等療育等支援事業
基 本 方 針	<p>障害のある人のライフステージに応じた地域生活を支援することを目的として療育・相談支援等を行う。地域の社会資源を活用しながらニーズに合わせた支援を進め、地域の在宅障害児(者)及びその家庭の福祉の向上を図る。</p> <p>また、サービス調整会議等を積極的に開催し、関係機関との連携を密にして対応する。</p>
実 施 事 業	<p>1. 在宅重症心身障がい児(者)訪問支援事業 相談等を希望する在宅の重症心身障害児(者)及びその家族等に対し、訪問を行い各種相談支援を行う。</p> <p>2. 在宅障がい児訪問支援事業 相談等を希望する在宅の障害児(者)及びその家族等に対し、訪問を行い各種相談支援を行う。</p> <p>3. 障がい児外来相談支援事業 在宅の障害児(者)及びその家族等に対し、外来の方法により各種の相談支援を行う。</p> <p>3. 施設支援指導事業 市内の障害福祉サービス関係機関等を集め、ネットワーク会議や研修会を開催し、地域における障害福祉の向上を図る。</p>

経 理 区 分 名	20. 父子家庭日常生活支援事業
基 本 方 針	<p>父親が就労等により不在のため、日常生活を円滑に営むことに支障がある父子家庭に対し、父子家庭生活支援員を派遣し、日常生活の支援を行うことにより、父子家庭の自立を促進する。</p>
実 施 事 業	<p>父子家庭に父子家庭生活支援員を派遣し、次の援助を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童の保育 2. 食事の世話 3. 住居の掃除 4. 身の回りの世話 5. 生活必需品の買い物 6. 医療機器との連絡

経理区分名	21. 地域包括支援センター事業
基本方針	<p>第1圏域（樟葉校区・樟葉南校区・樟葉北校区周辺）と第2圏域（牧野校区・樟葉西校区周辺）を枚方市より受託運営する。</p> <p>第1・2圏域が連携しながら、増加する高齢者に対応するために、介護予防支援事業を実施し、地域住民の保健福祉の向上と地域生活の安定に向けた包括的な支援を充実する。</p> <p>特に高齢者支援ネットワーク(地域懇談会)を活用したフォーマル・インフォーマルの支え合いシステムづくりを積極的に進めるため、それぞれのセンターで独自の活動を具体化していく。介護予防ケアマネジメント業務については、より一層の職員の質の向上を図り、適正な業務を遂行する。</p> <p>さらには、平成24年度の介護保険法改正に向けて、動向を把握しながら対応を図る。</p>
実施事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護予防の推進 要支援・要介護の認定者以外の被保険者も視野に入れた介護予防マネジメントの実施・支援 2. 総合相談・支援 地域の高齢者の実態把握、被保険者・家族の相談支援 3. 権利擁護の推進 成年後見制度利用支援、認知症高齢者のネットワークづくりの支援 4. 高齢者虐待防止の推進 高齢者に対する虐待防止・早期発見のためのネットワークづくり 5. 地域ケア支援 支援困難事例等への指導・助言・介入・アセスメントの実施、元気高齢者のためのネットワークづくりと活動支援 6. 高齢者元気はつらつ健康づくり事業 各包括圏域で楠葉・牧野生涯学習市民センター及び地域集会所等でも実施していく。 7. 地域活動支援事業 地域活動等の支援として様々な教室（介護予防教室、高齢者の権利を守る教室、認知症サポーター養成講座）の開催 8. 地域懇談会、事業所懇談会などを計画的に行う、気になることありませんか事業の継続実施 9. その他 地域生活支援に必要な取り組み

経 理 区 分 名	22. コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業
基 本 方 針	<p>誰もが困ったときに身近なところで気軽に相談できるように、地域の中で相談を受け止めるワンストップサービスとしての「総合相談窓口」の役割を担うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を4人配置する。</p> <p>地域における高齢者、障害者、乳幼児・子育て中の親、ひとり親家庭など、援護を必要とする人たちを支援するため、地域の要援護者への福祉の向上や自立生活を支援するための基盤づくりを行う。</p> <p>コミュニティ協議会、校区福祉委員会、民生委員児童委員協議会、各種相談支援センター等の関係機関との連携により、ニーズ把握を進め、地域内で起こっている重複・複合化した地域福祉課題の解決を図るために活動を推進する。</p>
実 施 事 業	<p>1. セーフティネットのしくみづくり</p> <p>小地域ネットワーク活動や関係機関、各種団体などで構成されるネットワーク機能を活用し、要援護者に対する見守りや発見、相談、解決に向けて適切なサービスへの「つなぎ」が果たせるシステム構築に取り組む。</p> <p>2. 要援護者などに対する見守り・相談</p> <p>①要援護者及び家族などの実態把握、見守り・声かけ、相談などを行いながら、福祉支援ニーズの見極めを行う。</p> <p>②相談窓口の充実（出前による「定例相談会」の開催）</p> <p>③要援護者などを支援するサービスの把握に努め、利用方法に関して地域住民へ情報提供、啓発</p> <p>④福祉制度・他分野サービスの利用申請に関する支援</p> <p>⑤校区福祉委員会、民生委員・児童委員、当事者団体、関係機関などとの連携</p> <p>3. 地域住民活動のコーディネート、企画・立案機能の強化</p> <p>4. コミュニティ協議会、校区福祉委員会などが実施する地域活動に対し、地域住民ボランティアの人材発掘、育成などの支援を行う。</p> <p>5. 地域福祉における計画的推進への支援</p> <p>地域福祉計画・地域福祉活動計画への参画、活動を通じて得た情報の提供。</p>

経 理 区 分	23. 地域活動支援センター事業
基 本 方 針	<p>障害のある人の創作活動・余暇活動や生産活動、またサロン活動や自主的グループ活動の支援を行うとともに、社会との交流や関係機関との連携・ボランティアの育成等を行い、自立と社会参加を推進する。</p> <p>また障害のある人の生活全般における相談支援活動や障害児を対象にした放課後支援活動も併せて実施し、障害のある人の地域生活を幅広く支援していく。</p>
実 施 事 業	<p>1. 相談支援事業</p> <p>2. 地域活動支援センターI型事業</p>

	<p>①日中活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> *創作活動 *生産活動 *サロン活動 <p>②本人活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> *サークル活動 *カルチャー活動 *当事者の集い *学習会・講座等の開催 <p>③医療・福祉及び地域との連携</p> <p>④ボランティアの育成</p> <p>⑤障害に対する理解促進を図るための普及啓発活動</p> <p>3. 日中一時支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①障害児の放課後活動支援 ②障害児の長期休暇活動支援 <p>4. 障害程度区分認定調査事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①障害者自立支援法における障害程度区分認定調査を実施
--	--

経 理 区 分 名	24. 乳児家庭全戸訪問事業
基 本 方 針	<p>枚方市内に在住する生後4か月までの乳児のいる家庭を対象として訪問し、子育てについての不安や悩みを聴き、子育て支援に関する情報提供等を行う。また、支援が必要な家庭 に対しては、適切なサービス提供につなげるなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とする。これらの取り組みを通じて、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る。</p>
実 施 事 業	<p>生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を対象とし、対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問を行うことを原則とする。</p> <p>1. 対象家庭の訪問</p> <p>育児に関する不安や悩みの傾聴や子育て支援に関する情報 提供、乳児及び保護者の心身の様子などの把握を行う。</p> <p>2. 地域の子育て支援活動等との連携</p> <p>地域において子育て支援事業や活動を実施する関係機関団 体等と連携を図り、子育て支援ネットワークの強化など子育て家庭に対する支援の充実を図る。</p> <p>3. 市への報告</p> <p>対象家庭の訪問結果について、市関係課に報告を行い、適切なサービス提供等につなぐなど乳児家庭の健全な育成環境の確保を図る。</p>

【特別会計 事業計画】

経理区分名	1. 総合福祉会館管理運営事業
基本方針	<p>市民の福祉活動の拠点である総合福祉会館において、高齢者や障害者をはじめ、市民が日常生活を行う上で必要な福祉に関する情報提供や各種相談などに対応するとともに、啓発活動の充実・強化に努める。</p> <p>また、市民に有益となる講座を開催し、新たな利用者の獲得を目指し、会館利用の促進に繋げるよう努める。</p>
実施事業	<p>1. 総合福祉会館の管理・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ①快適な利用のための環境整備 ②福祉図書コーナーの運営 ③関係機関との連絡調整 <p>2. 各種事業の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ①総合福祉相談の実施 ②ラポール福祉講座・市民講座の開催 ③水泳教室の開催 ④ラポールいこいのミニライブの開催